

(独) 家畜改良センターの衛生情報			
「NLBC 家畜衛生通信 第 31 号」 令和 5 年 10 月			
執筆担当	所在地	畜種	キーワード
本所 改良部 生産衛生課	福島県 西郷村	共通	飼養衛生管理基準、衛生管理区域 入退場の工夫、簡易資材の活用

(独) 家畜改良センターにおける飼養衛生管理基準への適合のための取組①

～衛生管理区域の出入りに関する工夫～

1. はじめに

畜産農家の皆様、飼養衛生管理基準への取組は万全でしょうか？家畜伝染病の侵入防止等のために、飼養衛生管理基準は少なくとも 5 年ごとに基準の再検討を加え、必要があると認めるときは改正を行うこととされており、直近では令和 3 年 9 月に改正されています。基準の不遵守が認められた場合には、伝染病発生時の手当金の減額措置も講じられていますので、ご自身の農場の遵守状況は気になるところではないでしょうか。[農林水産省のホームページ](#)（←クリックすると農林水産省の掲載ページへリンクします。）には、「飼養衛生管理基準ガイドブック（(公社) 中央畜産会への外部リンク）」が掲載され、飼養衛生管理基準への取組をどのように行ったら良いのか、漫画で分かり易く解説されています。是非、ご自身の農場と照らし合わせてみていただければと思います。

当センターの各牧場は、古くは明治時代に設立された種馬場等を前身とする、歴史ある牧場です。現在使用している施設は、飼養衛生管理基準が制定される以前に、その当時の家畜防疫制度に従って整備されてきました。この為、既存の畜舎やその他施設の配置等は、現在の飼養衛生管理基準を想定していない部分が多く残っていますが、様々な工夫を凝らすことにより基準の遵守を図っています。今回はそのうちの幾つかの取組をご紹介します。

2. 取組のご紹介

(1) 区域境界から離れた場所に更衣室がある場合

【飼養衛生管理基準】（牛・めん羊・山羊・豚：項目 16、鶏：項目 14）

衛生管理区域専用の衣服及び靴（中略）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（後略）

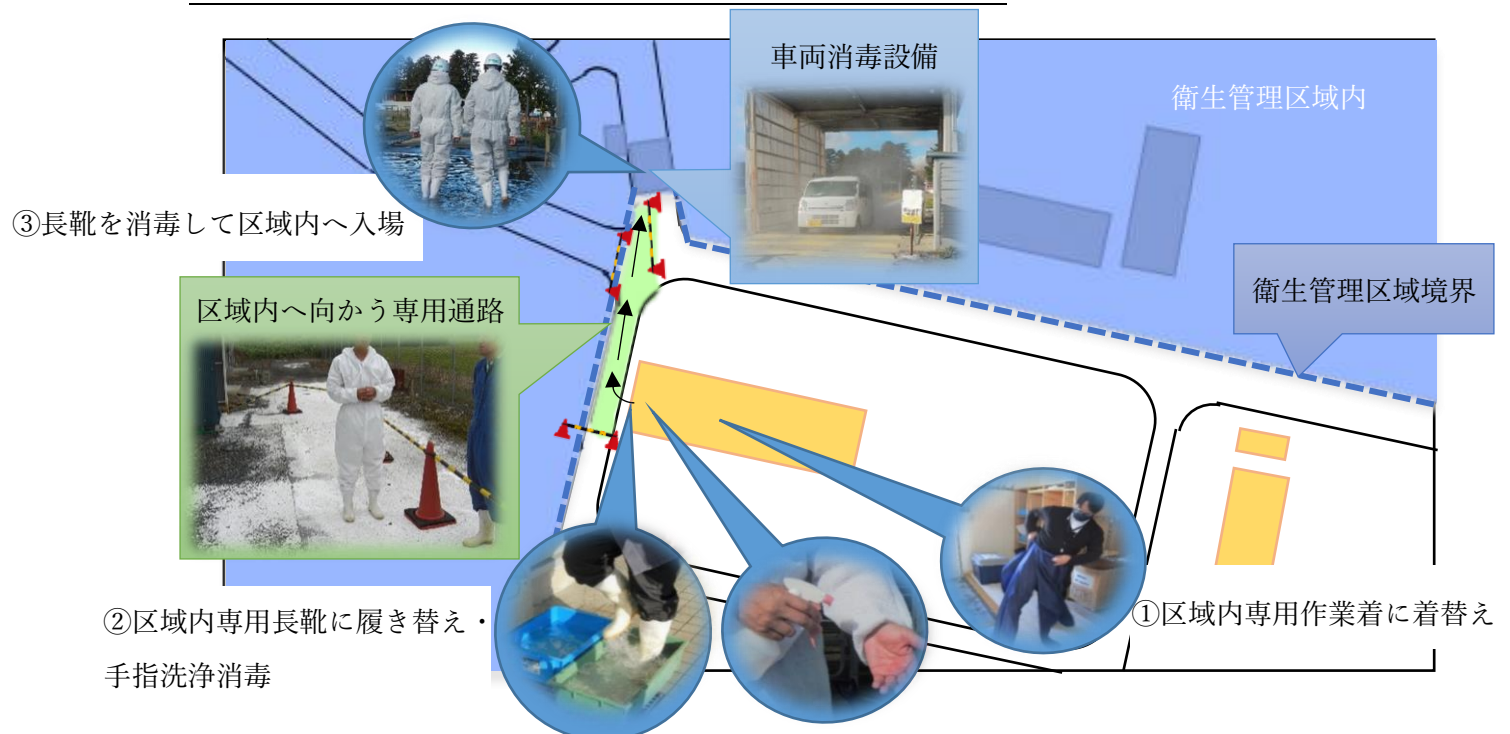
区域内専用の衣服及び靴への着替え履き替えは、区域の境界で行う必要があります¹⁾。豚の例になりますが、前述のガイドブックに、伝染性疾病対策モデル農場の例として、理想的な施設の配置が示されています。



理想的な更衣室の配置例（更衣室が区域境界に位置する）

（出典：農林水産省 Web サイト「飼養衛生管理基準について」掲載の「飼養衛生管理基準ガイドブック＜豚、いのしし編＞」に囲みマルを追記）

しかし実際には、理想的に行かない事が多くあります。当センターでも出来る限り区域の境界に更衣室を設置し対応していますが、既存の施設の配置により、区域境界から離れた場所に更衣室を設定せざるを得ない場合等があります。その場合には、「飼養衛生管理基準の改正に関するQ & A²⁾」のQ13の答に従って、三角コーンやバーを用いて清浄な専用通路を作成する等により、動線を分けるようにしています。



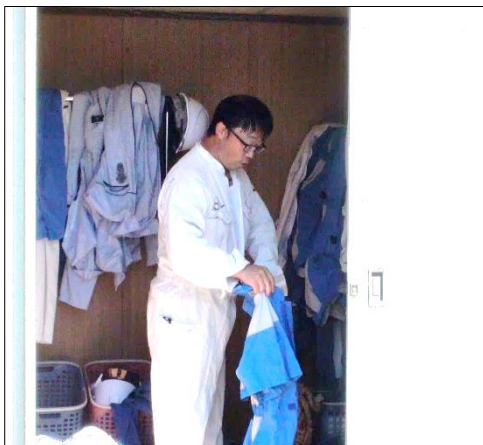
既設の更衣室が区域出入口（車両消毒機設置場所）から離れている想定例

(2) 簡易的な更衣室の利用

区域の境界に入退場専用の更衣室を設置することは、コストがかかりますが、衛生的に一番望ましい形です。コストを抑える為に、簡易的にはなりますが価格の低い物置を利用するのも有効です。以下の写真の物置は幅×高さが 150 c m × 180 c m 程度ですが、同様の規格のものが5万円～の価格で販売されているようです。



物置を活用した簡易的な更衣室



内部を清浄・非清浄エリアに分けて運用できると良い



(3) 簡易的な資材の利用

家畜に触れるわけではないちょっとした作業のための出入りには、区域内専用作業着として白衣等の羽織を活用するとつなぎタイプの作業着に着替えるよりも効率的に出入りが出来ます（もちろん、区域内専用靴への履き替え、手指の洗浄消毒<又は専用手袋着用>は省略できません）。



【飼養衛生管理基準】（牛・めん羊・山羊・豚：項目 17、鶏：項目 15）

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（中略）。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（後略）

外部から区域内へ車両を入れる場合には、フロアマット等による交差汚染の防止対策が必要です。フロアマットに使い捨てのタイプ（インターネットで、500枚入りで5,000円弱の物等が販売されています。）を使用すると、管理の省力化が可能です。なお、車両を介した交差汚染の防止の為に、アルコールスプレー等を使用し、ハンドルやフットペダルの消毒も併せて行いましょう！



3. おわりに

農場におかれましても、既存の設備の状況により、衛生管理基準の遵守が難しいことがあるのではないのでしょうか。しかし直ぐに対応できないからと諦めるのではなく、手始めに農場の出入りの動線をしっかり分ける、簡易的な安価な物で良いので、出入り時の衛生措置に必要な資材を揃え、活用するといった取り組み可能な対策から着手し、少しずつ改善することが重要と考えます。特定家畜伝染病の発生が続く中、飼料等の生産資材の高騰や不安定な気象など厳しいご時世ですが、創意工夫を凝らし、乗り越えましょう。当センターの取組が皆様の参考になりましたら幸いです。

1)「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き（牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合）（令和2年10月1日〈一部変更：令和4年10月3日〉）」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/

2)「飼養衛生管理基準の改正に関するQ&A（平成23年）」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/pdf/stn_qa2.pdf